

（発生炉ガス燃料装置）

第十六条 発生炉ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、火災等のおそれのないものとして、強度、構造、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

（発生炉ガスを燃料とする自動車の燃料装置）

第19条 発生炉ガスを燃料とする自動車の燃料装置の強度、取付方法等に関し、保安基準第16条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 ガス発生炉及び配管は、堅ろうで、振動、衝撃等により損傷を生じないように取り付けられていること。
- 二 ガス発生炉の燃焼室に面する車体の部分には、適当な防熱壁を備えること。
- 三 ガス発生炉と防熱壁との間隔は、50mm以上であること。
- 四 配管のうち高熱の部分は、車体の可燃性の部分と接触していないこと。
- 五 積載した物品がガス発生炉と接触するおそれのある場合にあつては、ガス発生炉と物品積載装置との間に適当な隔壁を備えること。

（発生炉ガスを燃料とする自動車の燃料装置）

第97条 発生炉ガスを燃料とする自動車の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第16条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 ガス発生炉及び配管は、堅ろうで、振動、衝撃等により損傷を生じないように取り付けられていること。
- 二 ガス発生炉の燃焼室に面する車体の部分には、適当な防熱壁を備えること。
- 三 ガス発生炉と防熱壁との間隔は、50mm以上であること。
- 四 配管のうち高熱の部分は、車体の可燃性の部分と接触していないこと。
- 五 積載した物品がガス発生炉と接触するおそれのある場合にあつては、ガス発生炉と物品積載装置との間に適当な隔壁を備えること。

（発生炉ガスを燃料とする自動車の燃料装置）

第 175 条 発生炉ガスを燃料とする自動車の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第 16 条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 ガス発生炉及び配管は、堅ろうで、振動、衝撃等により損傷を生じないように取り付けられていること。
- 二 ガス発生炉の燃焼室に面する車体の部分には、適当な防熱壁を備えること。
- 三 ガス発生炉と防熱壁との間隔は、50mm 以上であること。
- 四 配管のうち高熱の部分は、車体の可燃性の部分と接触していないこと。
- 五 積載した物品がガス発生炉と接触するおそれのある場合にあつては、ガス発生炉と物品積載装置との間に適当な隔壁を備えること。